

## 令和2年度 下半期

### 建設発生土受入価格及び再生土販売価格 調査

#### 仕 様 書

##### (調査目的)

本調査は、大阪府都市整備部が発注する工事の予定価格算出の参考資料とするため、建設発生土の受入価格及び再生土の販売価格を調査するものです。本調査における調査票の提出をもって、受入価格等が拘束される類のものではなく、品質の保証や受入等事業者及び製品の認定等を行うものではない点、十分ご留意願います。

##### (調査対象及び前提条件)

調査対象となる事業者は、公共工事で発生した建設発生土の受入が可能で、かつ受入れた建設発生土の全部又は一部を再資源化している施設の事業者の方が対象となります。再資源化の条件としては、再生土(改良土又は良質土)として製品化し、販売を行っているものとします。

再生土の全量について、他の工事現場で利用したり、自社で埋立処分、又は他の埋立地に搬出する等により、販売を行っていない事業者の方については、本調査の対象外となり、その場合は回答は不要となりますので予め御了承願います。

また、建設発生土の受入れにあたっては、自社用の受入事業所またはこれに類する一般の業者が搬入可能な施設であることを条件とします。

また、本調査で対象としている「建設発生土」及び「再生土」については、土壤汚染対策法における土壤汚染基準等関係諸法令への適合、又はダイオキシン類等の有害物質や油類のように生活環境保全上支障を生じる恐れのある物質に汚染されていないことを前提としており、建設発生土に該当しないもの(いわゆる汚染土等)や、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項に規定される廃棄物(汚泥等)は本調査の対象外です。

なお「再生土」については、受入れた建設発生土を、他の公共工事現場において使用できる資材(有用物)としての性状を確保するため処理したもののことをいい、処理方法によって「良質土」と「改良土」に区分しています。「良質土」は、脱水、乾燥、粒度調整その他の方法により性状を改良したもの、「改良土」は、安定処理(セメント系及び石灰系固化材を混合し土の性状を化学的に改良すること)の方法により性状を改良したものとします。

更に、建設発生土の搬入および処理を行う場所において、土地・建物又は環境に関する関係諸法令等(建築基準法、砂防法、振動規制法及び土砂条例など)にも適合についても確認が必要です。

**(本調査の提出物、提出方法)**

注) 次の①～⑨の提出物については、必須です。

- ① 確約書(様式-1)
- ② 調査票(様式-2)
- ③ 別紙内訳書(様式-3)
- ④ 建設発生土受入及び再生土販売場所位置図(幹線道路からの運搬経路も標示すること。)
- ⑤ 再生土製造プラント平面図(搬入土・改良土ストックヤード、ふるい等及びトラックスケールの設置場所を明示すること。トラックスケールを設置していない場合は、建設発生土受入時及び再生土販売時の土量管理の方法を具体的に記述すること。)
- ⑥ プラント設備の設置に係る諸届出及び各種許可書等の写し
- ⑦ 再生土生産工程フロー図(各工程における写真添付のこと。)
- ⑧ 品質証明に関する試験成績表等(以下の各項目を満足すること)
- ⑨

19mm ふるい 通過質量	425 μm ふるい 通過質量	75 μm ふるい 通過質量	修正 CBR※	最大粒径 (26.5mm ふるい 通過重量 100%)
90～100%	10～90%	0～25%	30%以上	26.5mm 以下

※修正 CBR は改良土のみ

- ⑩ 土壌の環境基準試験(提出日からさかのぼって1年以内に行われていること。)

〈土壌環境基準溶出試験〉

試験項目	条件	試験方法
カドミウム	0.01mg/l以下	JIS K 0102 55
全シアン	検出されないこと	JIS K 0102 38 (JIS K 0102 38.1.1に定める方法を除く。)
有機リン	検出されないこと	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は JIS K 0102 31.1(1998)に定める方法のうち、ガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	0.01mg/l以下	JIS K 0102 54
六価クロム	0.05mg/l以下	JIS K 0102 65.2
ヒ素	0.01mg/l以下	JIS K 0102 61
総水銀	0.0005mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1. 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1. 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
1. 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2

1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.006mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l以下	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.01mg/l以下	JIS K 0102 67.2又は67.3
フッ素	0.8mg/l以下	JIS K 0102 34.1又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ホウ素	1mg/l以下	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

出典：土壌の汚染に係る環境基準：平成3年8月23日環境庁告示第46号（最近一部改正 平成30年）

〈土壌含有量基準試験〉

（土壌1Kgにつき）

試験項目	条件	試験方法
カドミウム及びその化合物	150mg以下	JIS K 0102 55
六価クロム化合物	六価クロム 250mg以下	JIS K 0102 65.2
シアン化合物	遊離シアン 50mg以下	JIS K 0102 38
水銀及びその化合物	水銀 15mg以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	セレン 150mg以下	JIS K 0102 67.2又は67.3
鉛及びその化合物	鉛 150mg以下	JIS K 0102 54
ヒ素及びその化合物	ヒ素 150mg以下	JIS K 0102 61
フッ素及びその化合物	フッ素 4,000mg以下	JIS K 0102 34.1又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ホウ素及びその化合物	ホウ素 4,000mg以下	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

出典：土壌汚染対策法施行令：平成14年11月13日政令第336号

**(調査票等受付期間)**

本調査の提出物の受付期間は、令和2年11月11日(水)～令和2年12月25日(金) [当日消印有効]とします。

**(調査票等適用予定期間)**

本調査で提出のあった調査票等に記載された情報の適用予定期間は、令和3年2月以降の6ヶ月間程度を予定しています。

**(その他)**

- ・原則として受付期間終了後、調査票適用予定期間中における調査票等の新規追加や記載内容の削除・修正・追加についてはご容赦願います。
- ・提出された調査票等の一部又は全部について、大阪府の判断により公表することがあります。
- ・①～⑨の提出物の未提出及び提出物等に不備がある場合は、大阪府都市整備部が発注する工事の積算の参考資料」とはいたしません。

**(提出・問合せ先)** 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目(大阪府庁別館 4F)

大阪府 都市整備部 事業管理室 技術管理課 技術力強化グループ

Tel 06-6944-6104

Fax 06-6944-6773

Mail [toseijikan-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:toseijikan-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp)